

学校開放利用にあたっての注意事項

学校開放は、学校を支える地域の皆様が生涯スポーツ・学習の場として、学校施設の一部を学校の主たる目的で利用していない時間、利用させていただく制度となります。

そのため、定期的に利用場所をご提供できないことや、制限事項が多くあります。また、貸施設としてご利用いただくものではないため、自主的に利用場所を管理（鍵管理や利用前後の確認や清掃も含む原状復旧など）することが前提となっています。

改めて、その点をご理解いただきながら、ルールを遵守しご利用願います。

1 利用枠と利用申請

(1) 利用枠

1 団体につき週 1 回 1 枠

- ※ 利用枠に空きがある場合は、他団体の了承を得て追加の枠の予約を可能です。
- ※ 団体同士、譲り合いの精神で利用をお願いします。
- ※ 学校施設は公共施設となるため、どの団体にも既得権益はありません。

(2) 利用申請

- ア 学校開放管理運営委員会（利用調整会議）に必ず出席し申請してください。
- イ 欠席の場合は貸出できません。
- ウ 学校開放管理運営委員会（利用調整会議）終了後の追加申請はできません。

2 禁止事項・配慮事項

(1) 禁止事項

① 自動車での来校

- ※ 活動物品の搬入などの理由で、事前に学校へ許可を得た場合のみ可
活動中の駐停車は禁止（＝駐車場使用禁止）

② 飲食（水分補給以外）

③ 人工芝上での水以外の水分補給

④ 喫煙・飲酒

⑤ 決められた活動場所以外への立ち入り

⑥ スパイクの使用

⑦ 体育館での黒い靴底の靴使用（材質によっては利用できない競技あり）

(2) 近隣住民への配慮事項

① 活動中に発生する音や大きな声

② 活動前後、施設周辺で大声で話す等

③ その他、近隣住民の生活を脅かす行為

(3) 体育館やグラウンドへのライン引き

体育館、人工芝の校庭共に、事前に学校の許可なくラインを引くことはできません。

① ラインテープ不可の床あり

② 卵アレルギーの方への配慮でエッグパウダー不可の場合あり

裏面につづく

3 物品

(1) 使用物品

- ア 各自で準備し、団体で自己管理をしてください。
- イ 学校の許可を得た場合には、学校の備品を借用できます。
- ウ 学校に利用者・団体の私物を置くことはできません（校舎内に物置や倉庫等の設置もできません）。活動時に持ち込み、終了後に持ち帰ることを徹底してください。

(2) 施設設備・備品等の破損・紛失等があった場合

- ア 団体の責任・費用負担で原状復旧をしてください。
※ 団体で損害保険の加入をご検討ください。
- イ 速やかにスポーツ振興課（夜間・休日は区役所宿直）に連絡し指示を仰いでください。
- ウ 後日「事故報告書」の提出をお願いします。

4 活動中のケガ等

- (1) 区は責任を負いかねます。団体でご対応をお願いします。
- (2) 発生後は、ケガ等の程度に関わらず速やかにスポーツ振興課（夜間・休日は区役所宿直）にご連絡ください。
- (3) 後日「事故報告書」の提出をお願いします。

5 利用時間や片付け

(1) 利用時間

時間の前倒し・超過は認められません。準備・片付け・清掃等・出入りを含め、時間内でご利用いただき、全員が利用時間終了までに退場してください（終了後のミーティングなどを校門周辺などでおこなうこともできません。活動時間に含みます）。

(2) 清掃・片付け

原則、利用時間の30分前に、定められた清掃・片付けを行ってください。
体育館の清掃方法は、床材の材質により異なります。学校の指示に従ってください。

6 学校行事等による承認取り消しや使用不可期間

- ① 学校行事及び工事等の学校都合
- ② 選挙等の優先すべき事情
- ③ その他、承認の取り消し及び使用不可期間が発生する場合があります。

7 ルール違反による承認の取り消し

本注意事項が守られない場合は、当該団体の承認を取り消す場合があります。